

総長が特に命じる事務を担当する部長及び課長を総長室に置く件

- 第1 総長室に、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第10条第1項の規定に基づき、総長の行う業務に関し、必要な企画立案、連絡調整その他の支援を行わせるため、総長室担当部長及び総長室担当課長（以下「担当部課長」という。）を置く。
- 第2 担当部課長は、第1に定める職務について、総長の命を受け事務を処理する。
- 第3 第1及び第2に定めるもののほか、担当部課長に関し必要な事項は、総長が定める。